平成２１年（フ）第２１７８号
京都市東山区祇園町南側532番地　ペンタグラム壱番館305号
債務者　城　眞理子
1　決定年月日時　平成21年12月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　彦惣　　弘
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成22年３月２日午前10時30分
5　免責意見申述期間　平成22年２月16日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２０年（フ）第３６号
熊本県阿蘇郡高森町大字中80番地１
債務者　兒玉美代子
1　決定年月日時　平成21年12月３日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　下山　和也
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成22年２月16日午後１時10分
5　免責意見申述期間　平成22年２月16日まで
熊本地方裁判所阿蘇支部

平成２１年（フ）第２６９号
宮崎県児湯郡新富町大字新田21732番地
債務者　植田かよ子
1　決定年月日時　平成21年12月３日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　永井　崇敦
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成22年２月19日午前11時
5　免責意見申述期間　平成22年２月19日まで
宮崎地方裁判所破産係

平成２１年（フ）第３５８号
愛知県新城市川田字下側75番地
債務者　細田　周一
1　決定年月日時　平成21年12月１日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　菅沼　昌史
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成22年３月17日午前10時
5　免責意見申述期間　平成22年３月３日まで
名古屋地方裁判所豊橋支部

平成２１年（フ）第３５９号
愛知県新城市川田字下側75番地
債務者　細田　充子
1　決定年月日時　平成21年12月１日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　菅沼　昌史
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成22年３月17日午前10時
5　免責意見申述期間　平成22年３月３日まで
名古屋地方裁判所豊橋支部

平成２１年（フ）第３０８４号
神奈川県大和市福田２丁目11番地９
債務者　永瀬　久雄
1　決定年月日時　平成21年12月２日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　長瀬　陽朗
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成22年３月８日午後３時30分
5　免責意見申述期間　平成22年３月５日まで
横浜地方裁判所第３民事部

平成２１年（フ）第５７１号
宮崎県児湯郡川南町大字川南23148番地16
債務者　坂本千都子
1　決定年月日時　平成21年12月３日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　洲崎　達也
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成22年３月５日午前10時
5　免責意見申述期間　平成22年３月５日まで
宮崎地方裁判所破産係

平成２１年（フ）第５０６号
宮崎市堀川町13番地１　ベルトピア宮崎７―507号、前住所宮崎県串間市大字西方4174番地１
債務者　瀬口　秀人
1　決定年月日時　平成21年12月３日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　江藤　利彦
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成22年３月12日午前10時
5　免責意見申述期間　平成22年３月12日まで
宮崎地方裁判所破産係

平成２１年（フ）第６３４号
岐阜市尼ヶ崎町１丁目12番地１サンシャインキャッスル301号室
債務者　纐纈　章一
1　決定年月日時　平成21年12月３日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　竹中　雅史
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成22年３月９日午前11時30分
5　免責意見申述期間　平成22年３月18日まで
岐阜地方裁判所

破産手続開始・破産手続廃止及び免責許可申立てに関する意見申述期間

平成２１年（フ）第１６０号
北海道滝川市緑町６丁目５番13号緑町団地50号
債務者　杉生　美代
1　決定年月日時　平成21年11月30日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月25日まで
札幌地方裁判所滝川支部破産係

平成２１年（フ）第１６４号
北海道赤平市大町２丁目１番地
債務者　馬場　　信
1　決定年月日時　平成21年11月30日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月25日まで
札幌地方裁判所滝川支部破産係

平成２１年（フ）第１６５号
北海道滝川市江部乙町東11丁目９番33号　江南団地158号
債務者　安田　正三
1　決定年月日時　平成21年11月30日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月25日まで
札幌地方裁判所滝川支部破産係

平成２１年（フ）第１６７号
北海道空知郡奈井江町字奈井江４番地６
債務者　久保亜輝子
1　決定年月日時　平成21年11月30日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月25日まで
札幌地方裁判所滝川支部破産係

平成２１年（フ）第１６８号
北海道滝川市泉町286番地５
債務者　深江みどり
1　決定年月日時　平成21年11月30日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月25日まで
札幌地方裁判所滝川支部破産係

平成２１年（フ）第６９２号
埼玉県狭山市大字水野516番地の９　グリーンハイツ橘202
債務者　持田　珠美（旧姓富岡）
1　決定年月日時　平成21年11月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月25日まで
さいたま地方裁判所川越支部

平成２１年（フ）第７１６号
埼玉県富士見市大字鶴馬2602番地３　サンライトマンション709
債務者　武田　久子
1　決定年月日時　平成21年11月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月25日まで
さいたま地方裁判所川越支部

平成２１年（フ）第３９５号
千葉県印旛郡印旛村平賀2661番地
債務者　湯浅　弘子（旧姓深山）
1　決定年月日時　平成21年12月１日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月25日まで
千葉地方裁判所佐倉支部